

請求事件名	請求年月日	請求の内容	請求者	備考
懲戒処分取消請求事件	昭 57. 4 12	昭 56. 11. 25 ストに係る昭 57. 3. 20 付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 121名	準備手続中
同上	昭 58. 7. 28	昭 57. 12. 16 ストに係る昭 58. 7. 20 付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 129名	同上
同上	昭 60. 3 29	昭 59 10. 26 ストに係る昭 60. 3. 20 付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校教職員 155名	同上
分限免職処分取消請求事件	平 5. 12. 14	平 5. 8. 31 付分限免職処分についてその取消を請求	元県立学校職員 1名	同上

(2) 損害賠償請求事件

事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平4(ワ)第115号)	平4 11. 19	福島地裁 白河支部
事件内容	緑川武は平成4年4月23日5、6校時の農業実習の休み時間中に、近藤亮、遠藤徹から暴行を受けた。この事故を契機に緑川武は他校に転校を余儀なくされ、このことによる精神的苦痛に対し、300万円の損害賠償を請求した。	
原告	緑川武 ほか2名	被告 福島県、近藤亮、遠藤徹 ほか4名
事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平4(ワ)第283号)	平4. 9. 21	福島地裁 郡山支部
事件内容	原告の長男和光が平成3年4月23日の2校時の体育の授業中、百メートル全力疾走後に倒れ、救急車で病院に搬送されたが死亡した。この死亡について原告は、他の生徒が和光に対して首をしめる等の暴力を加えたためであるとして、9,300余万円の損害賠償を請求した。	
原告	我妻 和博 敏枝	被告 白河市

第12節 公益法人の設立の許可及び監督並びに公益信託の引受けの許可及び監督の状況

平成6年3月31日現在、県教育委員会の所管に属する民法第34条に規定する公益法人は、財団法人81、社団法人9の計90である。各法人から事業報告書・収支決算書、事業計画書、収支予算書等の提出を求めた。

5年度に設立許可した法人は、財団法人4である。

5年度末において3年以上事業を行っていない休眠法人と考えられる法人は2であり、昨年と変わりはない。

また、県教育委員会の所管に属する信託法第66条に規定する公益信託は、3件である。

5年度に引受けを許可した信託は、0件である。

第13節 表彰及び叙勲

平成5年度教育・文化関係表彰式は、11月3日、文化の日に、福島県文化センター大ホールにおいて、冬くの関係者、受賞者が出席し、厳粛のうちにも盛大に挙行された。

また、平成5年度地方教育行政功勞(文部大臣)表彰式は7月15日青山学院大学講堂、教育者表彰は12月1日、国立劇場にてそれぞれ挙行された。

1 教育・文化関係表彰

(1) 文化功勞賞受賞者(2名)

体育部門(社会体育)

三本杉 國 雄

芸術部門(文化活動)

佐 藤 浩